

運動型デイサービスアクトイ 運営規程

坂井地区広域連合介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所介護事業

(事業の目的)

第1条 株式会社アクトイ（以下「事業者」という。）が開設する運動型デイサービスアクトイ（以下「事業所」という。）において実施する坂井地区広域連合介護予防・日常生活支援総合事業における指定第一号通所事業（通所型サービスA）（以下、「通所サービスA」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員および運営管理に関する事項を定め、事業所の従業者が要支援状態等の利用者に対し、適切な通所型サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 通所型サービスAの提供にあたって、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、心身機能の回復を図り、もって生活機能の維持または向上を目指すものとする。

2 利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町、地域包括支援センター、他のサービス事業者、保健医療サービスおよび福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

4 通所型サービスAの提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行う。

5 前4項のほか、「坂井地区広域連合介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業緩和した基準によるサービスの人員、設備および運営に関する基準を定める要綱」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 通所型サービスAの提供にあたっては、事業所の従事者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称および所在地等)

第4条 事業所の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 事業所名 運動型デイサービス アクトイ
- (2) 所在地 福井県坂井市春江町中筋第100号75番地
- (3) 電話番号 0776-58-0189 FAX番号 0776-58-0199
- (4) 管理者 濱岸 智幸
- (5) 介護保険指定番号 (1871701163 号)

(従業者の職種、員数)

第5条 事業所の従業者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- (1) 管理者 1人（常勤職員）
- (2) 従事者 1人以上

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める従業者の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、従事者および業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、通所型サービスAの実施に関し、事業所の従事者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
- (2) 従事者は、通所型サービスAの業務にあたる。

(営業日および営業時間)

第7条 事業所の営業日および営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日、火曜日、木曜日、土曜日
ただし、12月31日～1月3日は除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時から午後12時30分、
午後1時から午後4時30分までとする。

(利用定員)

第8条 事業所の利用者の定員は、下記のとおりとする。

1日 10名

(指定通所介護等の内容)

第9条 通所型サービスAの内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) レクリエーション
- (2) 健康チェック
- (3) 送迎
- (4) アクティビティ（介護予防）など

(利用料金等)

第10条 通所型サービスAを提供した場合の利用料の額は、「坂井地区広域連合介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業および第1号通所事業の支給費の額等を定める要綱」の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

- 2 その他、通所型サービスAにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。
- 3 通所サービスAの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、利用料ならびにその他の費用の内容および金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 4 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者またはその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域を次のとおりとする。

坂井市春江町、坂井市丸岡町、坂井市坂井町（東十郷小学校区、兵庫小学校区）

(衛生管理)

第12条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、

衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、感染症が発生し又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。
- (1) 事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る
 - (2) 事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための指針の整備
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的に実施する

(サービス利用に当たっての留意事項)

第13条 事業所は、事前に利用者に対して、次に定める事項について留意するよう指示を行う。

- (1) 主治医からの指示事項等がある場合は申し出ること
- (2) 気分が悪くなったときは速やかに申し出ること
- (3) 貴重品については、自己の責任のもと管理すること
- (4) 事業所の設備および備品について、本来の用途に反する方法により使用したり、事業所外に持ち出したりしないこと
- (5) 許可なく危険物を持ち込まないこと
- (6) 動物を持ち込む場合は事前に相談すること
- (7) 指定した場所以外で火気（タバコ等を含む）を使用しないこと
- (8) 事業所内で宗教活動、政治活動または営利行為等を行わないこと
- (9) 他人に対し暴力または恐喝その他迷惑を及ぼす行為を行わないこと
- (10) その他各法令および社会通念等に反する行為を行わないこと

(緊急時等における対応方法)

第14条 通所型サービスAの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 利用者に対する通所型サービスAの提供により事故が発生した場合は、市町、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する通所型サービスAの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第15条 事業所は、非常災害対策として、次の措置を講ずる。

- (1) 事業所の消火設備その他の非常災害に際して必要な設備の設置および整備
- (2) 防火管理者、または火気、消防等についての責任者の選任
- (3) 「消防計画」ならびに風水害、地震、土砂災害および原子力災害等の「非常災害に関する具体的計画」の作成および従業者への周知
- (4) 非常災害時における関係機関への通報体制の整備および従業者への周知
- (5) 第3号の計画に基づく、定期的な避難・救出その他必要な訓練の実施
- (6) 消防団や地域住民等との日常的な連携の強化

(秘密保持等)

第16条 事業者は、利用者またはその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取

り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努める。

- 2 事業者は、従事者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従事者との雇用契約の内容に含めるものとする。
- 3 事業者は、外部への情報提供等、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

(苦情処理)

第 17 条 事業所は、通所型サービスAの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合、その苦情の内容を記録する。
- 3 提供した通所型サービスAに關し、市町が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは当該市町の職員からの質問もしくは照会に応じおよび市町が行う調査に協力するとともに、市町から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。
- 4 事業所は、市町からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町に報告する。
- 5 提供した通所型サービスAに關する苦情に關し、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。
- 6 事業所は、国民健康保険団体連合会から求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(事故発生の防止および発生時の対応)

第 18 条 事業所は、利用者に対する通所型サービスAの提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、地域包括支援センターおよび市町等に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。

- 2 前項の事故については、その状況および事故に対する処置状況を記録しなければならない。
- 3 事業所は、利用者に対する通所型サービスAの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 19 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生またはその再発を防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - 2) 虐待防止のための指針の整備
 - 3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - 4) 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 従業者は、事業所内および利用者の居宅その他の場所において、当事業所の従業者または養護者その他の者により、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町に通報する。

(業務継続計画の策定等)

第 20 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所型サービスAの提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計

画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的に実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（身体拘束）

第 21 条 事業所は、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という）は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記載するものとする。

（記録の整備）

第 22 条 事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する諸記録を整備する。

- 2 事業者は、利用者に対する通所サービス A の提供に関する記録を整備し、サービス提供した日から 5 年間保存するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第 23 条 事業者は、従業者の資質向上のために、その研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- 2 事業所は、適切な指定通所介護等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

付 則

この運営規程は、西暦 2017 年 7 月 1 日より施行する。

西暦 2018 年 5 月 10 日 一部改正

西暦 2022 年 10 月 15 日 一部変更

西暦 2023 年 5 月 1 日 一部変更

西暦 2024 年 4 月 1 日 一部変更